

練馬区議会議員(無所属)

# かとうき桜子 区政レポート



2016年10月号

(議会報告通号 Vol.100)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!

## 「ふくしまの美味しいシネマルシェ」/区議会定例会



トークイベントにご参加いただいたみなさんと、司会のかとうき桜子

●9月6日から10月14日まで練馬区議会第三回定例会がおこなわれています。今回の定例会は練馬区の2015年度の決算について審査をする時間が多く割られます。

今回は、民間に任せている区立施設の労働環境について、重点的に質問しています。詳細はブログや、今後のレポートで紹介させていただきます。

●8月末、練馬駅前のココネリにて、「ふくしまの美味しいシネマルシェ」が開催され、かとうき桜子も実行委員会のメンバーの一人として参加しました。

このイベントでは、福島県の天栄村と新地町という2つの地域の農業と漁業の様子を追ったドキュメンタリー映画を上映し、福島の産物の販売をしました。当日は天栄村からも新地町からもゲストが来てくださり、原発事故以降の状況やそれぞれの思いを語ってくださいました。

ひとくちに福島といってもとても広く、原発事故により受けた被害も様々です。現在おかれている状況もそれぞれです。また、役場の人、生産者、映画を作った人、東京から応援する人など、福島と向き合う立場も皆それぞれ。そんな人達が一堂に会し、思いを語り合っただけで交流できたことは大きな意義があったと感じました。詳しい内容は今後、ブログ等でもご報告できればと考えています。

二〇一六年十月

かとうき 桜子

## イベント情報

### ●災害対策の勉強会 & 区政報告会

日時：11月20日(日)午後2時～4時

会場：勤労福祉会館2階会議室

前半1時間は災害対策について、練馬区防災学習センターの出前講座をお聞きし、後半1時間はかとうき桜子から区政報告をさせていただく予定です。参加費無料、出前講座のみの参加も可能です。災害対策について特に聞いてみたい点について、ぜひ事前アンケートのご協力もお願いいたします!

### ●12月3日と17日「不思議なクニの憲法」上映会と「憲法カフェ」

憲法を変える、という意見が出ている昨今ですが、そもそも憲法は私たちの生活にどう関係しているのでしょうか。まずは現行の憲法について考えてみようという趣旨で、映画「不思議なクニの憲法」の上映と弁護士さんによる「憲法カフェ」を企画しています。詳細はチラシをご覧ください。

## 宮城県気仙沼と熊本へのカンパ、募集中

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害や地盤沈下の起きた宮城県気仙沼市にある仮設商店街・南町紫市場の応援をしています。

2011年12月の商店街開設時からカンパを続けており、2016年9月6日まで累計で144万770円をお送りしました。本設に移行するまではカンパを続けたいと考えております。

熊本・大分の地震へのカンパは、被災された方が安心できる環境を取り戻されるまで継続いたします。現在は、お預かりしたカンパはそのまま熊本・大分で被災した方のお役にたつように現金でお送りしています。なお、震災当初からのカンパの収支報告は、現在かとうき桜子のブログに載せておりますので、そちらもぜひご覧ください。

### 【振り込み用紙による振り込み】

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム

(振込用紙の通信欄に「熊本へのカンパ」「気仙沼募金」のいずれかをお書きください。)

### 【銀行振り込み：ゆうちょ銀行からは手数料無料です】

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先とカンパの種類をメールまたはFAXにてお知らせください。)

メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp FAX 03-3978-4158)

## 駅でのレポート配布について

かとうき桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間があくこともありますが基本的に1ヶ月で1めぐりするように、おむね以下のようなスケジュールで朝の通勤時間帯(7時～8時30分頃)に配布しています。

・毎週月曜日：大泉学園駅北口

(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、グランエミオのビルの近く、みずほ銀行の近くの4か所を順番に回っています。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)

・月2回、火曜日：大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)

・水曜または木曜のうち月3回：保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)

・月2回、金曜日：石神井公園駅北口(駅正面と高架下)

## かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわるの必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 大泉学園町4丁目に猫2匹と夫と住んでいる



# 練馬区は、より積極的な自殺対策を

## 自殺対策基本法改正を受けて

### 今後自治体を取り組むべき 包括的な「生きる支援」

この4月、自殺対策基本法が改正されました。

1990年代後半から日本で自殺者数が3万人を超える状態が続いても「個人の問題」と言われがちでした。それを「社会の問題」として取り組むべきという思いを持つ国会議員が党派を超えて協力し、自殺対策基本法が作られたと聞きます。2006年のことです。今回は、法のもとにこの10年取り組まれてきた自殺対策の課題を整理し、改正がされたところです。

自殺問題というと「亡くなった」という事実に向けがちで、いかにその数を減らすかという点に注目がちかもしれません。しかし、単に「死なない状態」にするだけではなく、「生きていくことがつらくなる要因の除去」「**生きるための支援が必要**」という点に着目したのが今回の改正であると私は捉えています。

また、今までの自殺対策はメンタルケアが中心でした。練馬区でも、保健相談所の保健師による相談が自殺対策の主たるもので

た。もちろんそれも大切ですが、悩む背景にある問題（例えば労働問題や借金のことなど）をそのままにしているのは根本的な問題解決はできません。自殺は、多様で複合的な原因・背景を持つので、**精神保健福祉的な観点からのみではない包括的な対策が必要**です。

改正法の中ではまた、「学校は児童生徒に対し、かけがえない個人としてともに尊重しあうこと、困難な事態や心理的負担を受けた場合の対処の仕方をつけるための教育・啓発を行う」とも書かれています。学校が児童生徒への「生きる支援」をするに当たり、区や教育委員会が行なうべきサポートも考えていかなければなりません。

### 大きくなる自治体の役割

- 自治体は、そして、自治体は、
- 自殺対策の総合的・効果的な実施のために実態把握や自殺対策のあり方の調査研究、検証、情報収集等を行う
- 地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有する
- 市町村は自殺総合対策大綱や都道府県自殺

対策計画、そして地域の実情を勘案して市町村自殺対策計画を定めるものとする」とされています。自治体の果たすべき役割は大きくなるのです。

23区では、左にまとめたとように様々な先駆的な取り組みをしている区もあります。法改正を機に、練馬区もより積極的に区内の実態を分析し、包括的な「生きる支援」を進めていくべきであると指摘しました。

### 練馬区の施策の具体化に期待

- それに対して練馬区からは、
  - 今後、国や都の統計データを活用し、より詳細な実態分析を進める
  - 法改正により、今後、国の対策大綱、都の計画が策定されるので、それを勘案し区の実情を踏まえた計画策定に取り組む
  - 啓発については民間団体との連携を進める
  - 学校教員に対する校内研修の機会を設け、教育委員会でも研修を新たに実施するといった答弁がありました。
- より実効性の高い「生きる支援」を実現できるよう、提案を続けたいと考えています。

### 自殺対策基本法の主な改正点（2016年4月改正）

（国の概要資料より抜粋）

- ・「**自殺対策は生きることの包括的な支援**」ということが明記された。
  - ・保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携、総合的な実施がされなければならない、とされた。
  - ・国は自治体に必要な助言その他の援助をしなければならない、とされた。
  - ・都道府県・市町村はそれぞれ自殺対策計画を定めるものとされた。
  - ・計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、取り組みを実施する自治体に、国は交付金を交付する。
  - ・自殺対策に必要な支援のあり方等の調査研究・研修をおこなう。
  - ・国民の健康の保持にかかる施策として、相談体制の整備、事業主や学校の教職員等に対する国民の心の健康保持に関する研修の機会の確保を規定
  - ・学校における児童生徒への「生きる支援」の教育について明記
  - ・精神医療提供体制の整備、精神保健関係団体の連携を規定
- など

かとうぎ桜子が調査した、自殺対策の興味深い取り組みの例

自治体	取り組み
足立区	足立区は自殺率が高かったという背景から、2008年から「生きる支援」をしようという観点で、NPOと連携して自殺に至るまでの課題を分析。他機関や、区役所内の多部署の連携を進め、区ホームページなどでも相談窓口をわかりやすく発信するなど、先駆的な取り組みをしている。
荒川区	若年層の自殺率が減少しないということへの問題意識を持ち、2014年度から若年層の自殺予防対策を進めている。以前から若者支援をしているNPOに委託をして、日暮里駅等で若い人への声かけ、相談、実態調査などを行なっている。
板橋区	2016年5月、東武鉄道と区民ボランティアと連携して成増駅で啓発グッズの配布を実施。
新宿区	困りごとがあった時の相談先一覧の冊子や、遺族向けの冊子の作成、啓発のためのポケットティッシュの配布などを実施。
港区	2014年度、自殺対策推進計画を策定。区内の自殺の実態の分析、各部署で実施すべき対策をまとめている。